

議案第46号

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 昇給の対象外となっている一般職の任期付職員を昇給の対象とする必要がある  
るので、本案を提出する。

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成29年12月世田谷区条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第6条第2項から第7項まで」を「第6条第2項」に改め、「（特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める職員を除く。）」を削る。

第7条（見出しを含む。）中「人事委員会規則」を「特別区人事委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。